

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 支給の目的

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行うことを目的に実施されるもの。

2 支給対象者

次のいずれかに該当する世帯

- (1) 令和3年12月10日に恵庭市に居住する世帯で、世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税となる世帯（住民税非課税世帯）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことで①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

3 支給額

1世帯あたり10万円

4 支給手続の方法

(1) 住民税非課税世帯

① 令和3年1月1日現在（住民税賦課期日）に、世帯員全員が恵庭市に居住し、かつ、世帯員全員が住民税非課税となる世帯 ～ 「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」と呼称）を送付し、必要事項を記入の上、返送

② 世帯のうち、令和3年1月2日から令和3年12月10日までに世帯の全員又は一部の者がいる世帯 ～ 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（以下「申請書（非課税世帯用）」と呼称） ～ 転入者が非課税となることのわかる書類その他必要書類を添付し、必要事項を記入の上、返送

(2) 家計急変世帯

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（以下「申請書（家計急変世帯用）」と呼称）に、収入減少に関する申立書、収入減少のわかる書類その他必要書類を添付し、申請

5 周知方法

- ・広報えにわ2月号
- ・市ホームページ
- ・「ちゃんと」1月28日号

※申請書（家計急変世帯用）は、福祉課窓口のほか、支所・出張所、社会福祉協議会及びジョブガイドえにわ各窓口に備え付け

6 申請期間・期限

- ①確認書 ～ 令和4年5月6日
- ②申請書（非課税世帯用） ～ 令和4年9月30日
- ③申請書（家計急変世帯用） ～ 令和4年9月30日

7 申請等件数及び支給実績（令和4年3月15日現在）

申請書等の種類	申請書等提出世帯数	支給世帯数
確認書・申請書（非課税世帯用）	6,673	5,401
申請書（家計急変世帯用）	28	23

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

1 支給の目的

都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金・総合支援資金の貸付などが終了することにより、依然として生活に困窮されている方々の生活再建を支援するために実施するもの。

2 支給対象者

次の(1)～(6)のすべてに該当する世帯

(1) 次のいずれかに該当すること。

① 総合支援資金の再貸付が、申請する月より前に終了しているか、申請する月に終了すること。

② 緊急小口資金の貸付及び総合支援資金の初回貸付が、申請する月より前に終了しているか、申請する月に終了すること（総合支援資金の再貸付を受けることができない者に限る）。

(2) 世帯全員の収入月額・金融資産が一定額以下であること。

(3) 今後の生活の自立に向け、次のいずれかの活動を行うこと。

① ハローワークに求職の申込みをするとともに、一定の就職活動を行うこと。

・ 月 1 回以上、自立相談支援機関（恵庭市社会福祉協議会）の面談等の支援を受けること。

・ 月 2 回以上、ハローワーク等で職業相談等を受けること。

・ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けること。

② 就労による自立が困難である場合は、生活保護の申請を行うこと。

(4) 申請者が世帯の生計を主として維持していること。

(5) 生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと。

(6) 偽りその他不正な手段により貸付の申請をしていたり、暴力団員でないこと。

3 支給期間・支給額

世帯の人数	支給額（月額）	支給期間
1 人	60,000 円	3 カ月 *延長（3 か月）も可能
2 人	80,000 円	
3 人以上	100,000 円	

※支給終了 ～ 令和 4 年 6 月申請分まで

4 支給実績（令和 4 年 2 月末）

支給の種類	支給世帯数
当初支給	57 世帯
延長支給	26 世帯

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

事業概要	予算(千円)	備考
事業者支援		
<p>【まん延防止措置】 感染防止対策協力支援金支給事業(北海道) 要請期間令和4年1月27日～2月20日 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、道が行った特措法に基づく要請に応じた市内の飲食店等に対し協力支援金を支給する。</p> <p>① 要請内容:時短要請</p> <p>支援金:中小・個人2.5～10万円/1日、大企業最大20万円/1日</p> <p>市の役割:道と協定を締結し、支援金支給における「申請受付事務」「支援金支給事務」を実施</p>	<p>令和3年9月の緊急事態宣言支援金の残額及び追加補正で対応</p>	<p><早期支給></p> <p>・受付開始:2月4日～2月14日</p> <p><本申請></p> <p>・受付開始:2月21日～4月30日</p> <p>受付件数3/14時点で128件</p>
<p>【まん延防止措置】 感染防止対策協力支援金支給事業(北海道) 要請期間令和4年2月21日～3月6日 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、道が行った特措法に基づく要請に応じた市内の飲食店等に対し協力支援金を支給する。</p> <p>② 要請内容:時短要請</p> <p>支援金:中小・個人2.5～10万円/1日、大企業最大20万円/1日</p> <p>市の役割:道と協定を締結し、支援金支給における「申請受付事務」「支援金支給事務」を実施</p>	<p>165,049</p>	<p>・受付開始:3月7日～4月30日</p> <p>受付件数3/14時点で86件</p>
<p>【まん延防止措置】 感染防止対策協力支援金支給事業(北海道) 要請期間令和4年3月7日～3月21日 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、道が行った特措法に基づく要請に応じた市内の飲食店等に対し協力支援金を支給する。</p> <p>③ 要請内容:時短要請</p> <p>支援金:中小・個人2.5～10万円/1日、大企業最大20万円/1日</p> <p>市の役割:道と協定を締結し、支援金支給における「申請受付事務」「支援金支給事務」を実施</p>	<p>172,548</p>	<p>・受付開始:3月22日～4月30日</p>
商品券事業		
<p>えにわんチケットプレミアムの販売</p> <p>特別定額給付金の対象世帯に1人当たり1冊4,000円で販売</p> <p>・大規模店舗5,000円、特定店舗6,000円で利用</p> <p>・対象:70,071人</p> <p>④</p> <p>・1次販売冊数(32,371冊)</p> <p>・2次販売冊数(25,992冊)</p> <p>・3次販売冊数(11,503冊)</p>	<p>467,700</p>	<p>・販売枚数349,330枚</p> <p>・利用枚数347,800枚(利用率99.56%)</p> <p>・特定店舗 77.4%</p> <p>・大規模店舗22.6%</p>